

令和5年度 第2回 公共事業等審査会 議事録

日 時 : 令和5年11月13日(月) 13:30~16:30

場 所 : 兵庫県民会館 パルテホール

《新規事業の説明、質疑》

(1) 県営住宅 姫路青山住宅(第2)

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方からご意見やコメントをいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

○委員

2点ありまして、現況、入居されている方は、姫路青山鉄筋住宅(第2)の78戸と姫路青山鉄筋住宅(第1)の64戸を足した数で、その方々が全員新しいところに入居できるような状況かということが1点目です。

2点目としまして、調書の評価視点の(2)有効性の「4タイプの住戸を適切に整備」というところで、どのタイプの入居者が最も多いかというのは調査されて、それに見合った比率で整備されるのかを教えていただければと思います。

○県

現況の入居戸数は姫路青山鉄筋住宅(第2)が78戸、姫路青山鉄筋住宅(第1)は64戸で、戸数的には26戸足りません。先ほどご説明させていただいたとおり、姫路青山地区は4団地ございまして、図面では姫路青山鉄筋住宅(第1)と姫路青山鉄筋住宅(第2)しか見えませんが、左の枠外に姫路青山鉄筋第3住宅が、右の枠外に姫路青山鉄筋第2住宅があり、それらを計画的に建て替えることにしております。その中で、第一弾として、この姫路青山鉄筋住宅(第2)の建て替えに着手しますが、姫路青山鉄筋住宅(第1)で残されている26戸につきましては、姫路青山地区内のその他の団地の建て替えで受入れが可能と考えております。

あともう一点の住戸タイプですが、設計に着手する段階で、アンケートで入居者の意向を聞きます。その中で、大人数の世帯は大きな住宅を、少人数の世帯は小さめの住宅を求

められることが傾向として分かっていますが、その中で意向を聞きながら、できるだけ効率のいい住戸タイプを建設しております。S・M・L・Oタイプの比率は、2対5対2対1の標準的な割合は決まっていますが、設計時点において意向を聞き、このタイプ分けを明確に調整しながら、効率的な住宅供給に努めていきたいと考えております。

○委員

アンケートは現在の入居者に対してアンケートを実施して、その比率に基づいて整理をしているという理解でよろしいですか。

○県

結構です。

○委員

調書の評価視点の（１）必要性のバリアフリー化等の推進の欄に「高齢者や障害者も快適で暮らしやすい、ユニバーサル社会にふさわしい住宅とする」と挙げておられますが、この4タイプのプランでは車椅子利用者に対応したプランには読み取れない。車椅子利用者向けの住宅の配置は、この地域の県営住宅においてはもう十分に満たしているのか、これから整理をされるのか。県としてどういう方針を持っておられるのか、教えていただければと思います。

○県

車椅子利用者向けの住戸の供給は、整備基準の中で、100戸以上の団地で1戸以上を整備することとなっております。Mタイプが標準的な住戸になっていますが、Mタイプと同じ広さで、別に車椅子利用者向け住戸としてプランを用意しております。今回、この団地につきましては2戸程度整備する計画です。

○委員

高齢になればなるほど車椅子利用者も増えてくると思いますし、（常時ではなく）ちょっと使いたい方もおられるかもしれないので、一般プランの中でも、急に使わないといけなくなったときに不便のないような寸法だといいなと思います。標準設計なのでそこまでなかなか望めないところがあるかもしれませんが、今後も、高齢者や障害者の方も快適で暮らしやすい住宅プランに向けて、ご検討いただければなと思います。

○会長

先ほど、今お住まいの方々が新しいお住まいにお移りいただくというのには過不足なくいうご説明をいただきましたが、新規に入ってこられる方々は想定されていないということですか。

○県

あくまで建て替えということになっていまして、基本は既存入居者を対象に計画していきますが、過去からの経験として、どうしても余る住戸というのは出てきます。

○会長

余るのですか。

○県

大体、5%から10%は余ってきます。どうしても新築の住宅は家賃が上がってしまうため、そのことを嫌がる方もおられます。その場合、既存の住宅を望まれる方もおられますので、既存の別の県営住宅をあっせんします。そうすると、最終的に多少余ってくるというのは現実的に発生していまして、新規に入ってこられる方々に供給される住宅になるということでございます。

○会長

新規供給にはその程度でよろしいのですね。今、入居されてるのは、姫路青山鉄筋住宅（第2）では130戸に78戸が入居されてると、空室率が50%ぐらい。姫路青山鉄筋住宅（第1）では110戸に64戸が入居されてると、空室率が50%近くあるのですね。これは問題だろうということで、戸数を減らされることには合理性を感じますが、県営住宅でございますので、経済的にいろいろお困りになっている方々が新たに出てきたときに、県営住宅に入ることも選択肢になるようにするためには、ある程度の新規を受入れられるように戸数を用意しておくことも施策かと思ひ、質問させていただいたのですがいかがですか。

○県

県営住宅の必要戸数に対する議論はよくある話で、適正な戸数を設定するのは難しい。しかし、世帯数の減少は明らかで、一定の県営住宅の役割を担いながら、適正戸数にしていくことも考えております。青山地区につきましては、住環境が良いことと、バス等の住民の足も確保しやすいエリアということで、県営住宅をゼロにするエリアではないと判断しており、この青山地区における現状は4団地で約50%超の入居率になっていることから、部分的に建て替えて集約し、部分的に廃止するというところで、適正戸数の確保というのはできるのではないかと考えております。

(2) 河川 洲本川水系洲本川

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の方からご意見、コメントをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

今回の築堤等は高潮対策のためということですが、高潮の場合の計画規模というのはどのように決めることになるのでしょうか。

○県

兵庫県の高潮の計画規模ですが、兵庫県には大きく播磨高潮と大阪湾高潮という計画があり、洲本川はそれに含まれません。洲本川については、50年に1回の確率で発生する高潮に波高の高さを加えて、その対策をする計画を作っております。

○委員

洲本川水系の河川整備計画ですが、1回改定されていますが、そちらの計画規模もそれですか。

○県

雨に対する計画規模ですが、洲本川につきましては、60年に1回という計画で作っております。すみません、自己流と言いますけれども、雨に対する計画規模ですが、地域により、また河川の大きさによりまして、各計画規模を定めて計画を作っております。洲本川の場合、淡路地区の比較的大きな河川ということで、基本方針は60分の1の計画を作っております。

ただ、基本方針に対して、現在の河川整備計画というのは、ダムを造る計画を整備計画には入れていないので、それよりも若干落ちるような計画規模ということになっております。

○委員

基本方針は60年、60分の1ということですが、整備計画のほうは、恐らくそんなに高いものは想定されてないですね。恐らく30分の1とか、戦後最大級とか、そのレベルだと思います。当面何年にどこまでやるというのが河川計画の場合はよくやる方法になっていて、最終的には基本方針に近づけましょうという考え方だと思いますが、高潮の場合は、そういう二段構えみたいな形にはならず、一応ルールとして50年みたいな理解でよろしいでしょうか。

○県

今、高潮の高さにつきましては、段階整備ではなくて、50年に1回の高さまで整備するというので進めております。

ただ、洲本川にはありませんが、排水機場などの整備がありましたら、それについては段階整備ということで、初めから50分の1にするのではなく、初めは低い10分の1とか20分の1の段階から始めて、徐々に計画規模を上げていくという整備を行っております。

○委員

分かりました。

○委員

今後の台風の規模などもすごく大きくなってきており高潮も台風の規模が大きくなれば高潮の潮位の高さも当然とても大きくなってくると思いますが、この頃、雨の降り方50分の1が3年に一遍ぐらいあるなというように思うのですが、その50分の1というのも、20の1ぐらいに見直されて、実際の50分の1の規模が新たな国の基準として求められるような動きとか、そういうようなことをお聞き及びでしょうか。

○県

河川の計画規模と高潮の計画規模、それぞれで計画を作っており、今、国から言われておりますのが、降雨の激甚化・頻発化ということで、今後は気候温暖化を考慮して、これから雨の量が増えていくだろうと、それを予測して河川整備基本方針とか整備計画を作ってくださいというような指導は受けております。

今、兵庫県の場合、92の二級水系がありますが、そのうち約半分の49の基本方針を作っております。それらは河川によりまして、地域、河川の大きさ、それによって100分の1であるとか、50分の1であるとか、30分の1であるとか、そういった計画を作っており、今まで作った計画については、気候変動を考えていませんので、今後、基本方針の見直しになりましたら、気候変動を考慮していきたいと考えております。

それから、50分の1が3年に1回とか起こるということですが、それは県内でも全国でもたくさん河川がありますので、どこかで50分の1とか100分の1の雨が降ることがあるため、その一点、ある川だけを捉えると、100年に1回、50年に1回などの雨しか降っておりません。

○委員

よく分かりました。

○県

あまり極端に増えることはないと思いますが、国からの指導もありますので、今後の計画はそういったことを考えながら進めていきたいと考えております。

それと、高潮ですけれども、台風21号につきましては、潮位は設計高潮位を下回ったものの、高波は、我々が想定していたものより大きかったということがございました。台風21号というのは平成30年の台風21号です。10か年計画では、芦屋の辺りで浸水被害があった台風ですけれども、その台風を入れて、設計条件の見直しを行い、それに対する対策で考えております。

○委員

兵庫県では、台風時の河川の増水と高潮が同時発生して水位が上昇するといったことは、検討をされているのでしょうか。

○県

同時発生はしてなくて、高潮は高潮で、洪水の流量は、洪水の流量ということで、それぞれで計画しております。それはダムでも同じですけれども、地震と洪水は同時生起しないということで、それぞれ別で検討しております。

○委員

別で検討されているということで承りました。

一方で、この洲本川のような短い河川だと、大部分の水量や雨の具合では、同時発生というのも一定程度懸念されるのではないかと思います。そのあたりの議論というのは県庁内でされておられるのでしょうか。

○県

今はそういう議論はしておりませんが、例えば洲本川でしたら、明治37年に、元はもっと南のほうへ流れていた川を北のほうに付け替えていますので、この計画流量自体が、洲本川で1,000トン程度であり、それをかなり上回る流下能力がございますので、洲本川の河口については、安全度が高いと考えております。

○委員

分かりました。洲本川の河川の洪水対策については、かなり余裕があるということで理解できました。

○委員

1点だけ、4ページのところの(1)、①の便益(B)の項目のところ、浸水被害の軽減というところで、営業停止被害というのがありまして、こういうのはどのようなデー

タをお使いになって算出されているのか質問させていただきました。

○県

調べておりますので、後でご説明します。

○会長

先ほど委員からご指摘がございましたが、災害が重なって出てくることは想定していないとか、それを考えるのは大変難しいということだろうと思いますが、それと波浪のお話を今、ご説明いただきましたが、関西空港も波浪で損傷したはずで、高潮では越えなかったはずが、波浪で水浸しになったと伺っておりますから、この事業ということではなく、今後、県としても委員からご指摘ありましたような重要な災害が重なって出てくること、それから波浪と、あれもこれも全部考え出すととんでもないことになるのは分かり切っていることで、それを科学的にしっかりとリスクの把握をやっていただくということが不可欠になってくると思います。そのような形で委員のご意見をくんでいただきたいと思っています。

○会長

それでは、営業停止被害についてのご質問に対してご説明いただきます。大丈夫ですか。

○県

先ほどのご質問に対してですが、治水経済調査マニュアルという、令和2年4月に改定されておりますが、そのマニュアルに基づきまして、浸水深ごとに営業停止期間が何日と決まっております。例えば、床下浸水の5センチ未満でしたら6.4日とか、水深が幾らだったか何日と決まっております、それによって停止日数を算定しまして、その日数に対して営業停止の損失が幾らだったかを算出するようになっております。

○委員

営業の停止期間はよく分かったのですが、営業自体の損失というのは、多分、一日当たり幾らかも、そのマニュアルの中に平均値が出ており、それを掛けていけば算出されていく、そういう理解でよろしいですか。

○県

そうです。業種ごとに、建設業だったら一日幾らとか、製造業だったら一日幾らとか、水道業だったら一日幾らというような金額が決まっております、それに対して、先ほど言った浸水深で日数が決まりますので、それらを掛け合わせて被害額が出ると、そういう計算をしています。

○会長

何というマニュアルですか。

○県

治水経済調査マニュアルです。

○会長

どこが発行してるものですか。

○県

国土交通省水管理・国土保全局です。

(3) 河川 加古川水系加古川中流圏域

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の方からのご意見、それからコメントを拝領したいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いいたします。

○委員

⑥-1 東条川のところですけれども、これは結局、今確定しているところの部分、区間を上流と下流に分けてすることにして、前の評価のときには全体で評価されていたけれども、今回ははっきりしてるところの2.2キロメートルのところだけにするという理解でよろしいですか。

○県

はい、そのとおりです。前回は8.9キロメートル全部を評価していただいたのですが、今回は、工事も見通しがついているといいますか、工事の内容の見通しがついている2.2キロメートルの区間について再評価をいただいて、残りの6.7キロメートルについては、次に新規事業評価を受けたいと考えております。

○委員

これは、だから前のときには全体でやってたけども、今回は見通しのついている2.2キロメートルだけにしていう、ここの期間にこういった見通しがつかない事情がさ

らに発生したという理解ですか。

○県

前回受けたときは、先のことでですので概略設計の段階で受けており、事業費とか工事内容にばらつきと言いますか、まだ確定してないところの数字がこのぐらいだろうということで想定していたのですが、昨年の事業評価でも、やっぱり見通しが甘いということをいろいろ指摘いただいたので、しっかりと見通しがつくところだけ再評価を受けて、見通しがつかないところは、見通しがついた時点で新規事業評価を受けていくという方針に変えました。

○委員

そうすると、上流工区のところは、見通しがついた時点で、またこの審査会に申出をする、そういう話になるのですか。

○県

そうですね。今度は新規事業評価ということでお願いしたいと考えております。

○委員

分かりました。

○会長

今のご議論で、これは水系一体でございますよね。水系で治水・利水を考えないといけない。それで、そのある部分、部分でご審議いただくというのは適切ですか。その辺ちょっと、私たちには分からないところですが、今のお話だと、これから新規事業としても出てくるし、ほかのところも再評価が出てくる。その原因は、概略設計の段階ではつかみ切れなかったところが、詳細設計になると積算が出てきて、それで費用が変わることは理解できるのですが、それが部分、部分で出てきて、一体的に適切なのかというのは、果たしてそれが審議できるのかということがちょっとクエスチョンになるので、そこは事務局のほうでお考えいただきたいと思いました。

それと、概略設計の段階から詳細設計に入ると費用がかさむというのも、これ一方的な話ではなくて、逆もあり得るはずですよ。概略設計での見積りが詳細設計ではコストダウンになることもあり、こういう水系全体の安全性、県民に対しての安全性、B/Cも影響します。ベネフィットの読み方というのは水系全体で見るわけですから、審議の仕方というか、県民の皆さんに理解いただけるような審議の仕方というのをちょっとご検討いただきたいと希望いたします。

○委員

このような事業を進める、特に設計のどこかの段階で、河川生態学とか保全生態学などの専門家の助言を得るような仕組みというのはありますか。

○県

河川整備計画の策定の段階で、流域委員会というのを開催しており、その中には専門の先生方に入っていておられます。委員にも洲本川の河川整備計画の策定ときに委員になっていただきまして、いろいろとご指導いただいております。

○委員

分かりました。

今回、19ページを見て、費用対効果に含まれない効果のところ、魅力ある河川空間の創造のところ、多様な生物の生活環境の保全・再生・創出というのが書かれておまして、今、設計とか、これまでに工事が進捗している箇所の写真を見ますと、護岸部分、水際部分の勾配がすごく立っているというか、環境の推移帯、エコトーンと呼ばれる場所が損なわれているような横断形状になっていると思います。生物の生活環境の保全というのであれば、そのエコトーンを大事にするということがすごく必要と思ひまして、特に篠山工区のまだ工事をされていない区間の写真を見ますと、非常に良い生息環境が整ったところになっていますので、こういったものをなるべく維持できるような設計になるように、河川生態学、保全生態学の専門家の助言をぜひもっと取り入れて、より良い設計にしていだけたらと思います。

○県

先ほど四つ説明しました一つ目の加古川本川の河床掘削ですが、みお筋を作るように気をつけながら、河床掘削しております。

二つ目の杉原川ですが、前は2メートル程度の落差があつて、魚が上れないような状態でしたが、井堰を撤去しまして、今のようになだらかな斜度といいますか、そういった河川にした上で、右岸側に、魚道をつけて、魚類が上下流に移動できるように配慮しております。そういったことを各河川で積み重ねていきたいと考えております。

○委員

魚道とかは、その河川の縦断の段差の解消なんですけど、横断のほうのエコトーンにも気をつけていただきたいなという意味で申し上げております。

○会長

今の委員のご指摘は、こういう利水・治水で、人々の便益・安全を守る事業も大切だけ

ど、できるだけ生態系の保護に留意した、生態系の保護に専門家の知見を反映させてくださいということですので、河道のみにかかわらず、今後ともご考慮いただきたいという指摘であったと思います。

○県

分かりました。

○委員

小野下流工区の再評価において、延長 2. 2 キロメートルにした話ですが、上流側の見積りが、従前、不十分であったので、今回切り離して、精査してから新規事業として提案したいというプランであったと思います。

特に、上流側の見積りとか計画内容を決めるに当たって、時間を要する何か要因というのがございますでしょうか。

○県

検討にあたり、河川の状況を、生物とか植物とか、それを見ながら、整備をする直前に設計したほうが良いと考えておまして、今、全区間の計画を作ることはできるのですが今計画を作り整備するのが 10 年先、20 年先になると、また色々な変更が必要になりますので、お金が変わるとか、工期が変わるとか、そういったことも必要になるかもしれませんので、整備のめどがついたところで検討し、現地に合うような工法を選んで工事を行っていきたいと考えております。

○委員

ということは、上流側の区間を設計したとしても、着手できるのが相当先になるというご理解でよろしいですか。

○県

そうですね。河川の工事は時間がかかりますので、相当先といいますか、小野下流工区ができれば、当然、小野上流工区にかかっていきたいと考えておりますが、令和 10 年度まで小野下流工区がかかりますので、令和 11 年度以降に上流工区にかかっていきたいと考えております。

○委員

あまり今回のようなケースがないので、特段の事情があるかどうかをお聞きしたかったのですが。少し分からなかったです。

○県

特にそういった事情はなく、今から詳細設計をしてもいいのですが、整備は 5 年後、そ

これからまた20年間かかるので、できれば直前に設計をしたほうがいいと考えております。

○委員

分かりました。

○会長

今、委員からご指摘がありました、水系全体のバランスを。

○委員

今回こういう選択をされたのは事情がありますかという質問です。

○会長

河川の加古川水系小野下流工区について、補足の説明と審議の追加という要請が県からございましたので、ご説明をお願いいたします。

○県

先ほどご説明しました東条川（小野下流工区）につきまして、追加で説明させていただきます。

先ほど、小野工区の延長8.9キロメートルを、上流6.7キロメートルと下流2.2キロメートルに分けてご審議いただきたいということでお願いしたのですけれども、その説明の中で、主に事業費で見通しがつかないからということでご説明したのですけれども、補足して説明させていただきます。

平成10年度にこの事業評価制度が開始されまして、この東条川工区につきましては、平成10年より以前から工事に取り組んでおりまして、そのときに取り組んでいた区間を全て事業評価の対象区間として、8.9キロメートル、それを第1回の再評価として平成10年度に受けておりました。

その延長をそのまま使ってしまったのですけれども、今回見直したのは、その事業費だけでなく、工事の内容、どこをするどのようにするのかということも含めて、見通しが立っていないということで、その上流の部分6.7キロメートルを切り離して、2.2キロメートルだけを今回再評価を受けるという形をお願いしたいということでございます。

○会長

平成10年に8.9キロメートルで評価を受けられたということですね。

○県

はい。

○会長

そうすると、自動的に6.7キロメートルの評価も平成10年の時点で評価を受けているということですか。

○県

そうです。

○会長

そうなると、上流部分6.7キロメートルの部分は、また再評価ということになるということですか。

○県

今考えておりますのは、6.7キロメートルについては、新規事業評価でお願いしたいと考えております。

○会長

一旦評価を受けられて、新規事業評価になるんですか。

○県

一旦、今回でこの工区につきましては、延長を8.9から6.7キロメートルを外しまして、見通しが立っております2.2キロメートルで評価していただいて、6.7キロメートルについては改めて、事業のめどが立った段階で審議いただきたいと考えております。

○会長

あまりよく分からなかったのですが、多分、手続的にそれで正しいことになってるのだろうということで、委員の方、何かご指摘はございますか。手続云々よりも、この事業が妥当かのほうが、我々のミッションとしては大事な点でございます。

それでは、6.7キロメートルのところはまたいずれ出てくる、委員の方に審議をしていただくということになるということでご理解いただきたいと思います。

先ほどもコメントしましたが、私が強く思うのは、こういう局所最適が全体最適になっているのかというところでありまして、この河川事業全体の中で、この工区がどれだけの役割を果たしているかのご説明が大事ななと思います。この工区は、こういう事情によってこの事業としては絶対大事だと、それはもう局所最適の話で、そのとおりだろうと、または、そうではないかもしれないと、審議の対象にはなりますが、河川事業というのは、水系全体で治水・利水が効いてきますので、全体最適をしっかりと考えることが大事だろうと思います。

そうなる、当然のことながら、この加古川水系について、河川治水・利水をトータルで見ると、この工区がこういう役割をおっているということになるはずですので、できればそういう形でご説明いただけるほうが、委員の先生方も理解が早いというか、審議がしやすいと思いますので、事務局のほうでご検討いただきたいと思います。繰り返しですが、決して局所最適は全体最適になってないということを、我々は経験していますので、そこをしっかりと皆さん方と事務局と含めて、共有していきたいと思、発言させていただきました。

○委員

私も少し分からないのですが、平成10年度の前から事業が開始していて、事業評価制度が開始してから、新規評価を受けたのですか。

○県

新規ではないです。

○委員

新規は一度も受けてないのですか。

○県

そうです。

○委員

最初から再評価という形になっていて、再評価、再評価ときている中で、今回切り離れたからといって、評価していたものを新規というのはとても違和感があって、それは何か根拠があるのか教えてもらえますか。一旦再評価を受けたものは、ずっと再評価、その中で遅れるというのは分かるのですが、全く違う工区ではなく、同じ工区で下流のところをやりますという話は、新規と言わないと思いますので、新規と言える根拠があるのなら、そこを教えてほしいと思います。

○県

河川事業は非常に長期間にわたる事業でございまして、基本は下流から進めていくのですけれども、今回、上流側については、事業区間に入っているにもかかわらず、実際、下流から順番にするという関係から手がつけられていないという、河川事業特有の事情もありまして、今回、事業の見通しが立っている下流区間に絞らせてもらい、上流については、事業期間等についても見通しが立った段階で再度新規事業として区間を設定して評価をしていただくという考えでございまして。

○委員

一旦評価を受けて、再評価をしている事業が、いきなり切り離れたからといって新規にはならないのではという質問なので、新規とおっしゃるなら、何か根拠がないとおかしいと思います。切り離れたらまた新規にできるというのは、一旦評価してることは消えない話なので、手続きとしておかしい感じがします。手続上おかしいと思いますので、そこを確認されたほうが良いと思います。

○会長

次回以降にコメントをいただきたいのですが、手続上の問題ではなく、審議されたことが新規になると過去の審議は消えてしまうわけですね。新規になると。そしたら過去に審議された内容が消されるというのは、これはいかなるものかというのが、委員の質問の根底にあると思います。手続というよりも、審議したその内容を踏まえて、次のステップに行かないといけないはずで、それがどうなってますかというご質問と受け止めていただいて、次回以降、その辺についてもお答えいただけたらなと思います。

○委員

手続的に、一旦再評価したものが新規というのは問題あるかと、法的に問題があるのではないかと考えていますが、会長がおっしゃるように、せっかく審議した内容も、新規だったら引き継がれないと思います。両面で気になることを質問しました。

○会長

ご検討のほどよろしく申し上げます。

(4) 河川 香住谷川水系香住谷川

○会長

ありがとうございました。委員の先生方、何かご質問ございますでしょうか。

これは確認でございますけど、概略設計から詳細設計に移った時点で、矢板護岸にするのが適切という判断になったということでしょうか。

○県

はい、そのとおりでございます。

○会長

地元の方々は矢板護岸になることに対して、どういう意見でしたか。

○県

矢板護岸になることに対する意見とございますか、もともとは、横断図にあります、既設のブロック積みを下から積み直して、それで河床を下げるという計画でしたが、それにより堤防の上が、一時的ですが通れなくなる、工事期間中通れなくなるということで、それでは生活ができないということで反対を受けまして、地元に入った時点で、河床の中を掘り下げるために、河床の左端と右端に矢板を打って、その間を掘り下げるという工法に変更させていただきました。

○委員

掘削後の河床というのは、底質が現状とどのように変わるかというのを教えていただけますか。現状は砂礫ですか。

○県

部分的にコンクリートの河床張りがあったり、砂礫であったり、短い区間で交互にあるような現状でした。今回は、河床を掘り下げて、砂礫で通すことで計画しております。

○委員

分かりました。砂礫ということなので、生物にとってはそれなりに掘れる場所かと思えます。1つ気になるのは、鋼矢板、矢板護岸です。ポーラスコンクリートが当初の計画だったのが、矢板に変わるということで、汽水域の小動物にとっては移動がとても阻害されることと、人間にとっても、落ちたときにとても危ないのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○県

お示ししています横断図ですと、河床からステップとございますか、ブロック積み護岸の下端とございますか、それまでの差が1.8メートル程度ということで、子供では登れないということですね。何らかの対策を考えるようにいたします。

○会長

子供が登れないとおっしゃいました。子供が落ちることは普通考えないのではと思います。

○県

タラップなどで、落ちた人が上がれるように考えるということですか。

○会長

それはあり得ますね。

○県

階段とかを作りますと、流下能力が確保できないことがございますので、流下能力の阻害にならない程度のもので、何か考えたいと思います。

(5) 道路 東播磨道（北工区）

○会長

ありがとうございました。

この案件につきまして、ご意見いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

この事業は、増額になった事業費全額が国庫補助の対象になりますか。

○県

国土交通省と相談しておりまして、全額国庫補助の方向で調整しております。

(6) 区画整理 英賀保駅周辺地区

○会長

ありがとうございました。

この件につきまして、ご意見いただけませんか。

○委員

1 ページ目の、事業を取り巻く社会情勢のところの過年度の実績から道路工事費が2億円減額されましたという報告をいただいて、その後、工事期間が3年ずつ延伸されるということになっていますが、県は道路事業費を負担していて、3億円分総事業費が増えてい

るのですね。3億円は、期間が延びた事業費についての数字なのか、道路事業費が減った2億円と、6年間に延伸してしまうことによる総事業費との差額が3億円増えることになるのか、もう一度説明いただけるとうれしいです。

○県

まず、総事業費は全体で3億円増えております。その内訳ですけれども、県の負担に係る道路事業費でまず2億円減っております。その道路事業費以外に5億円増えております。ですので、県に係る道路事業費でマイナス2億円、その他で5億円、全体で総事業費3億円増えます。

その道路事業費以外で増額する5億円ですけれども、様々な精査によるものですけれども、代表的なものとしては、英賀保駅の駅前広場がございますけれども、そこで照明を追加しましたり、あと残土処分とかで、いい土が出ればその場で使えるのですが、粘性土ということもあって、搬出処分費が高くなったり、その他もろもろ含めて、道路事業費以外に5億円増えています。

○委員

3年ずつ区画道路築造工事とか、設置工事で伸びた分の工事費がオンされているわけではなくて、追加工事として出てきたものが出てくるということですか。延伸についての工事費は追加しなくても大丈夫でしょうか。何か経済状況が変わっていく中で、それは関係ないですか。

○県

5億円の増につきまして、先ほど申したところが主な理由、いろいろ関わってきてるとは思いますけれども、主なところは先ほど申し上げたところになります。

(7) 区画整理 野中・砂子地区

○会長

ありがとうございました。

本件につきまして、委員の先生方、何かご意見ございますでしょうか。

○委員

この9ページのグーグルマップで踏切の写真が出ていますが、写真の絵柄のようなところは県下にJRでなくても、私鉄沿線でもいっぱいあると思います。

グラフでも示されたように、市の人口は全体で減っているのに、ここへ集中するようなことが何で必要なのか、道路も折れ曲がっていた、渋滞も起こっていた、それらが解消することの良さは分かりますが、土地も大分余ってきている、人口も8,000万人になるというような状況を考えてときに、こういう区画整理事業、昔でしたら土山の駅の辺り長い時間をかけて区画整理をやっていました。第二次世界大戦が終わった後、駅前の再開発や区画整理をしたところが、大体日本の戦後をリードするような町に育ってきたから、区画整理や再開発はとても大事だと思います。それに立ち遅れたところが、どうも発展から取り残されたというようなことも言われたりしていますので、人口減少の状況でも、県下でうちも組合で区画整理をやりたい、というような意欲がある地区はたくさん残っているのでしょうか。

○県

ご質問は、人口減少社会で、こういった宅地開発みたいなものが必要かということか、そういう事業があるのかということかと思いますが、県内いろんなところで区画整理事業、今までの震災復興であるとか、阪神淡路とかやっていますが、実際のところ、区画整理の着手箇所はかなり減ってきております。実際、県で道路事業関係で補助している区画整理というのは、現時点でこの野中・砂子地区と英賀保駅周辺地区だけでございまして、この2地区とももともと市街化区域で、無秩序な市街化が進んでいたということがあって、既にお住まいですし、このまま放っておけないということで、また事業費のほうで保留地を処分して事業収支を取らないといけないのですが、事業計画もできておりますので、これについては進めていく必要があると思いますし、ご指摘のことにつきましては、コンパクトシティの中では、確かに、どこでもかしこでも進めるのかいかがということもあります。実際のところ、保留地処分で宅地価格が上がらないといけないのですが、なかなか上がらない時代になってきていますので、区画整理事業というのが今後どんどん出てくるとは考えていません。

○委員

地域の人に喜んでいただくように継続事業で早くやるべきだというように思っていますし、大賛成です。ちなみに、北淡町は地震の後、市役所の区画整理、過疎代行として県が代行して道路整備をしました。

○会長

コンパクトシティという言葉も出てまいりました。少子化を迎えた時代に、従来どおりの区画整理でいかなものかというのが、委員のご指摘ということでございました。

事業の進捗を工程表としてお示しいただいています。この案件の、この前の案件もそうですが、これは一体何年かかるんだというような棒グラフになっておりまして、これを何とか短く3分の1ぐらいにはできないのかというのが私の質問なんですけどいかがですか。

○県

立体交差が平面交差になったということで、時間が短くなるということも考えられるのですが、実はここの資料に載ってませんが、地区の西側に加里屋川放水路がございまして、ここも橋梁の拡幅工事がありまして、河川協議とか不確定要素がありまして、平面交差になりますが期間を減らさずに工期は同じ形にさせていただいております。

○会長

これ15年ですよ。ということは、例えば5歳の子がいて、この子が20歳になったらここに住んでいない。人々の生活に対する時間経過と整備する時間のタームがマッチしてないんじゃないかという意見が、過去の審議会でも出たと記憶します。

事業者におかれては、こういう県民の皆さんの居住環境の改善と、治水もそうですが、こういう工事をできるだけ長くしないようにしていただくという努力は必要ではないかということ、指摘させていただきたいと思います。

もっと早くしましょうと言ってるけど、それは難しいんですと、国からの予算とか、いろいろ理由はあるかもしれませんが、そこを真面目に考えていくと、もしかするとコンパクトシティなどはもっと早く実現できるかもしれないし、県民の皆さんに対して、こういう整備に対する関心度というのはぐっと深まって、議論が活発化するかもしれません。5歳の子が20歳になったときに出来上がってたら、もう全然恩恵感じないですね。

○委員

事業の目的で、土地所有者による組合を設立し、道路等の公共施設を整備するというところで、土地所有者が組合を設立して、今からではなく設立されているところで、その総

会決議がこのたびまた必要になる、そういう理解でよろしいですか。

○ 県

組合を設立して事業を進めております。それで、事業計画を変更する重要な事項がありましたら、組合に諮り、総会に諮り、合意形成して変更します。今回の内容も、地元組合合意の下、変更して実施しているものでございます。

○ 委員

そうすると、この土地所有者によって既に設立されている組合のご意向が、立体から平面交差ということで、当初は立体だったけれども、組合のご意向で平面に変わった、そういう理解でいいですか。

○ 県

はい。

○ 委員

今回、立体交差を平面交差に変更するということで事業費が大きく減少しています。事業費が減少したにもかかわらず、費用便益費B/Cが従前の1.3から1.2になっている理由をお聞かせください。

○ 県

事業費が減額されるとB/Cが上がるんじゃないかと、逆に下がっているのはなぜかというご質問かと思えます。

これは、B/Cの算定の計算式の関係なんですけど、評価基準年を平成30年から令和5年に5年間ずらしたことで、過年度投資事業費を現在価値に換算するわけなんですけども、その計算上の事業費の上昇が今回の減少分を上回った結果、B/Cが0.1下がったということでございます。

○ 委員

分かりました。

○ 委員

区画整理では、新しく土地を購入されて住まわれた方が、事業が終了した段階で、従前の自分も見ることがない地籍図が出てきて、過去の土地から比べて評価が上がったということで、その差額を徴収されるというケースが例えば神戸市内でもあります。

それは事業の年数が長くなればなるほど、そういうことが起きてくるので、できるだけ短縮することが、住民にとっても大事ということで、関連質問ですが、この地区人口の推移でこの地域は増えているというのですが、もしお分かりになったら結構ですが、増え

ているのは、赤穂市内から来られている方が多いのか、あるいは市外から来られている方が多いのか、外から入ってくるほど、そういう問題を受けやすいと思ひまして、質問させてもらいました。

○県

地区内への転入者ですけれども、転入者は主に、赤穂市内が6割以上でございます。そのほか、近隣の相生、上郡、姫路のほうから約各1割程度が転入されています。